

# 地理的表示保護制度概要 (商標制度利用者向け)

## Outline of Geographical Indication (GI) Protection System in Japan (Especially for the users of trademark system)

藤村 浩二\*  
Koji FUJIMURA

**抄録** 本稿は、地域ブランドに関する知的財産を保護する制度である農林水産物等に関する地理的表示 (GI) 保護制度に関して、商標制度利用者の理解促進・制度活用を促すことを目的とし、両制度の比較を行いながら地理的表示保護制度の紹介を行うものである。

### はじめに

“地方創世”や“地域活性化”を推進していく上で、“地域ブランド”の育成・発展の重要性が認識されてから久しい。現在、“地域ブランド”に関する知的財産を保護するのに特化した手段として、導入されて10年を経過する「地域団体商標制度」とセットで語られることが多いのが、「地理的表示保護制度」である。「地理的表示保護制度」は、商標制度とは保護する対象が異なることから、根本的に異なるものではあるが、商品等に付される表示を保護するものという共通点を有するため、類似する印象を受ける部分が多いのも事実であろう。本稿は、そのような特徴を活かして、商標制度との比較を絡めながら、農林水産物等に関する地理的表示を保護する制度についての理解を深めてもらうことを意図するものである(本稿は筆者の個人的な見解であり、農林水産省その他組織の公式な見解ではない。また、本稿記載内容の誤りはすべて筆者に帰するものである。)

### 1. 地理的表示に関する保護の概要

#### (1) TRIPS 協定<sup>1)</sup>における定義

地理的表示 (Geographical Indication) (以下、「GI」という) は、国際的に一般的に保護されている知的財産である。TRIPS 協定においても地理的表示は定義<sup>2)</sup>されており、各国での保護が義務づけられている。当該定義を簡略化すると、以下の4つの要素で構成されていると考えられ、これが知的財産として保護されるGIの基本形と言えるであろう。

- ①商品に関する表示であること
- ②(商品に)確立した特性(品質, 社会的評価等)があること
- ③その(商品の)特性が原産地に主として帰せられること
- ④商品が特定の地域を原産地とするものであることを特定する表示であること

\* 農林水産省 食料産業局 知的財産課 課長補佐  
Deputy Director for Intellectual Property Division,  
Food Industry Affairs Bureau,  
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

## (2) TRIPS 協定が求める保護

TRIPS 協定の第 22 条及び第 23 条が GI 保護に関する主な条文になる。第 22 条は、いわば“基本編”。「当該商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような方法で」というように消費者の誤認を要件として、使用や商標登録等の場面における地理的表示の一般的な保護を規定している。第 23 条は、“応用編”。ぶどう酒と蒸留酒に限って、誤認を要件としない強力な法的保護（追加的保護）を求めている。誤認を要件としていないゆえ、産地について誤認を生じる可能性が少ないような表示態様、例えば「〇〇」という GI について「長野県産〇〇」のように真正の産地（この場合、「長野県」）を併せて表示している場合や「〇〇風ワイン」のように商品の種類を表すが如く GI を使用する場合等、についても NG とするのが「追加的保護」のイメージである。

## (3) 我が国における保護の枠組み

我が国では、GI の使用について、基本的保護に相当する保護は不正競争防止法や景表法（不当景品類及び不当表示防止法）で担保していると考えられ、また、ぶどう酒・蒸留酒に関する GI については酒団法に基づく告示<sup>3</sup>を通じて保護をしている。また、商標登録の場面に関しては、第 22 条に対応する基本的保護に相当する保護は商標法第 3 条第 1 項（識別力）や第 4 条第 1 項第 16 号（商品の品質の誤認）で実現し、ぶどう酒・蒸留酒に関する地理的表示についての追加的保護については同法第 4 条第 1 項第 17 号で明示的に担保している。

今回のテーマである農林水産物等に関する GI 保護制度（以下、「GI 制度」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下、単に「法」という。）第 1 条において TRIPS 協定に基づいてこの制度を確立する旨を明記している。

また、その内容をみると、農林水産物等に関する GI について、TRIPS 第 23 条における「追加的保護」のような「+α」の保護を与えるものとなっている。具体的には、施行規則<sup>4</sup>の第 2 条において、法第 3 条第 2 項で GI に類似する表示として使用が制限されるものとして、「地理的表示に当該農林水産物等以外の農林水産物等の生産地の表示を伴うもの」や「特定農林水産物等に係る種類、型若しくは様式に関する表示を伴うもの」等 TRIPS 協定第 23 条の文言と同様な表現を用いて挙げており、産地に関して誤認を生じる可能性が低いような表示態様まで明示的に保護しているのがみてとれる。また、商標制度同様、登録制度とすることにより、GI として保護されるものを明確にし、保護手続きを容易にするという意義も有していると考えられる。

## 2. 地理的表示保護制度の概要

GI 制度の概要について、商標制度（特に地域団体商標制度）と比較しながら、紹介していきたい。なお、法律名が「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」というように、登録簿に記載されるのは特定農林水産物等の「名称」であり、GI は特定農林水産物等の名称の「表示」をいう、とされている（法第 2 条第 4 項）。

### (1) 「地域の財産」である GI

商標制度と GI 制度の対比をざっくりと一言で表現すると、商標は（個人・法人の違いこそあれ）「個の財産」であるのに対し、GI は「地域の財産」であるというのが最も適切ではないかと考える。もちろん商標にも地域団体商標のように「地域の財産」として保護・活用されるものもあるが、ここでは制度の差異を説明するために、基本的な特性として上記のように述べておく。様々な場面出てくるコンセプトの差異であると考えるので、

是非とも覚えておいて欲しい。

## (2) 申請主体は生産者団体であれば良い

地域団体商標制度も、主体要件を拡充し、商工会や商工会議所、特定非営利活動法人（NPO）も出願することが可能となっているものの、依然、法人である必要がある。一方、GI制度においては生産業者<sup>5</sup>を構成員とする団体（生産者団体）であればよいとしている。法人でなくても、代表者等が定められており、基本約款において加入の自由が担保されていれば、申請主体となることができる。GI登録は個に属する「権利」ではないことがこの差異を生じている一因であると考えられるが、申請主体について非常に柔軟な対応が可能となっていることで、「地域の財産」であるという趣旨に則したものとなっていると考えられる。

なお、生産者団体が同地域に複数ある場合は、共同して申請することが可能であり、その場合には、製品の基本的な基準の範囲内で団体毎に個別の基準や独自の生産行程管理業務規程を設けることができる。また、登録産品について、新たな生産者団体を立ち上げ事後的に加わることもできる。よって、既に登録されている生産者団体に属していない者がGIを使用したい場合には、加入の自由が担保されているその登録生産者団体に加入するか、又は、別の生産者団体を立ち上げ生産者団体の追加を申請するか、という2つのオプションがある（注：いずれも、登録されている基本的な基準には従う必要あり）ことになり、ここでも「地域の財産」という特色がでてくる。

## (3) 対象は農林水産物等のみに限定

GI制度が対象としているのは「農林水産物等」のみであり、商標制度が全ての商品・役務を指定商品・指定役務とすることができるのと比較する

と限定されている。具体的には、①食用の農林水産物、②その他の農林水産物（観賞用の植物や魚、真珠等政令で定めるもの）、③飲食料品、④その他の農林水産物を原材料として製造・加工したもの（精油、木炭、畳表、生糸等政令で定めるもの）のみがGI制度の対象となっている。

申請の際に区分及び商品名を記載する必要があるが、GI制度における区分は商標制度の区分とは異なるものであり、農林水産省の告示で定めている。告示の表には、第1類「穀物類」から第42類「生糸類」までの42区分が定められており、その下位に具体的な商品名が示されている。申請者は、その表の中から該当する区分及び商品名を指定する必要がある。商標制度とは異なり、1つの申請に複数の区分を記載することは原則できない。なお、商標において区分は権利範囲を定めるものではないが、GI制度においては、真正品以外にGIを付すことができない商品の範囲を定めるものとなる点が異なる点である（法第3条第2項参照）。

## (4) 地域に根付いた確立した特性がある産品

GI制度における保護対象は、法律名にあるように、単なる「農林水産物等」の名称ではなく、「特定農林水産物等」の名称となる。「特定～」と認められる要件として、①特定の地域等を生産地とするものであること、及び、②確立した特性（品質や社会的評価等）がその生産地に主として帰せられるものであること、が挙げられている（法第2条第2項参照）。この両方の要件を満たしていなければならない、この点が審査の主な争点となってくる。

### (i) 特性

「特性」というと「品質」をイメージするかも

しれないが、産品に関する「社会的評価」等も特性に含まれることが法に明記されている。よって、市場における価格差、「××賞」等の受賞歴や市場関係者の評価等も該当してくることになる。

(ii) 伝統性

特性は「確立した」ものでなければならず、他の産品と区別できる一定の特性を有した状態で概ね25年程度の生産実績が求められる。長年地域で生産され他地域の産品とは異なる一定の特性を有するものを「地域の財産」として今後もしっかりと伝承していこう、というのがGI制度のコンセプトなのではと考える。比較的短期間で周知となったような地域ブランドに係る商標も登録対象となりうる地域団体商標制度と異なっており、両制度を使い分けるポイントの一つとなってくると考える。

(iii) 生産地との結びつき

②の要件にあるもう一つの要素が、特性が「生産地に主として帰せられるものであること」であ

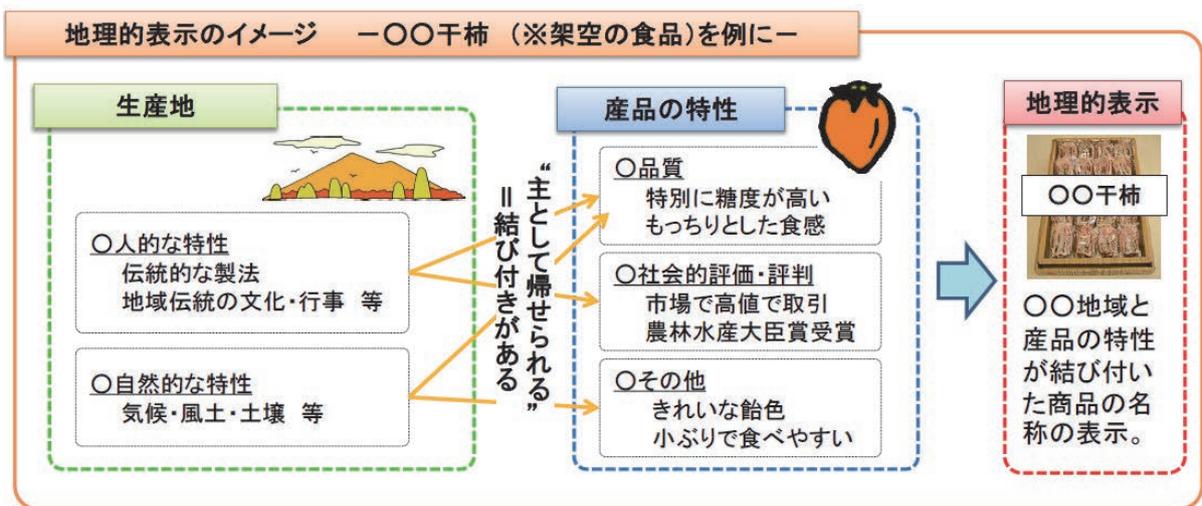
り、品質や社会的評価等の特性がその生産地と強く結びついている必要がある。地域団体商標においても“結びつき”を求めているが、地名と商品になんらかの関連性があれば良いとしており、GIで求めている“結びつき”は更に強いものであり、単に生産されているだけでは足りず、その地域だからこそ得られた特性であるという繋がりがあることが求められる。

なお、「生産」という言葉には少し気をつけなければいけない。商標制度においては一般的な意味で使用される言葉であるが、GI制度では「生産」が法律で定義されており、「農林水産物等が出荷されるまでに行われる一連の行為のうち、農林水産物等に特性を付与・保持するために行われる行為」を言うときとされている。この定義を意識しておく、ふとしたときに違和感を覚えずにすむと考える。

(iv) 特定の地域等が生産地

①の要件について触れていなかったのだが、特定の地域等を生産地とするものである必要がある。なお、生産地として定める範囲については、「地域

【図1: 地理的表示のイメージ】



(農林水産省「地理的表示法について」から抜粋)

の財産」であるため、申請団体の管轄地域のような考え方で線を引くのは適切ではなく、あくまでも特性、生産の方法や地域との結びつきの観点から必然的に定められる一定の地域である必要がある。

#### (5) 生産地等を特定できる名称

登録する商標・名称の構成要件は、地域団体商標制度においては「地名＋商品名等」である必要がある一方、GI制度はそのような制限を一切設けていない。(4)で挙げた事項を特定できるような名称であれば足りるとしている。構成中に地名が含まれている必要もないが、その場合でも、需要者がその名称から生産地を認識できるものである必要がある。逆に、地名を含んでいても、使用実績がないもの、全体として普通名称になっているものや品種名となっており多くの地域で生産されている場合は登録が認められない場合もあるので注意が必要である。

GI制度では1申請で複数名称の登録も可能である。ただし、登録される商品は1つである必要がある、異なる特性を有する商品を1つの申請内で登録することはできない(例えば、A級品は「○○」と呼び、B級品は「○△」と呼ぶ、というような申請はできない)。複数名称の登録は、同じ商品に対して呼び方が複数ある場合や輸出時に使用する英語名称も併せて登録する場合等に有効である。なお、漢字表記、ひらがな表記、カタカナ表記、ローマ字表記のようなものを複数登録する必要は無く、そのような表記のバリエーションについては、GIと社会通念上同一と考えられる範囲に含まれるものとして扱われる。商標制度は、表示(商標)を中心に考えられているため、1出願1商標である代わりに、多区分出願を認めている(地域団体商標の場合は、実質的に商標の構成中に含ま

れる商品名等に対応するものに制限されるが。)のに対し、GI制度は、商品を中心に考えられているため、1出願1商品(1区分)を原則とするが、複数名称の記載を認めているという差が生じていると考えると理解しやすいのではないかと考える。

#### (6) 品質を守るもののみが流通

品質保証機能を果たすという点では両制度とも共通するが、商標制度においては、商品等の品質については自主的な管理に委ねているのに対し、GI制度では、登録された内容に則した農林水産物等のみGIを付すことを生産者団体が管理することが制度上求められる。生産者団体は、登録した生産行程管理業務規程に従い、各生産業者が適切にGI及びGIマークを付与することを管理し、農林水産大臣に毎年その実施内容について報告する必要がある。それに加えて、第三者の不正使用については行政が規制することになる。

GI制度は品質に関して「国のお墨付き」を得られると言われることもあるが、直接的に高品質な商品であることを示す制度ではない。言うなれば、確立された特性を有している商品であることやその商品がしっかり特定の産地と結びついているものであることについて、国も関与しながらしっかり管理されている商品です、ということを示すものであり、そういう観点において「国のお墨付き」を得られる制度と言えると考える。GIマークが付されていることのみにより、一定の特性を有する真正品であることを自動的に需要者・取引者に伝えることができるのが、GI登録で得られるメリットのひとつであろう。

#### (7) GI及びGIマーク(登録標章)の表示

生産業者、流通業者や小売業者は、登録されている内容に則した適正な商品について、商品自体

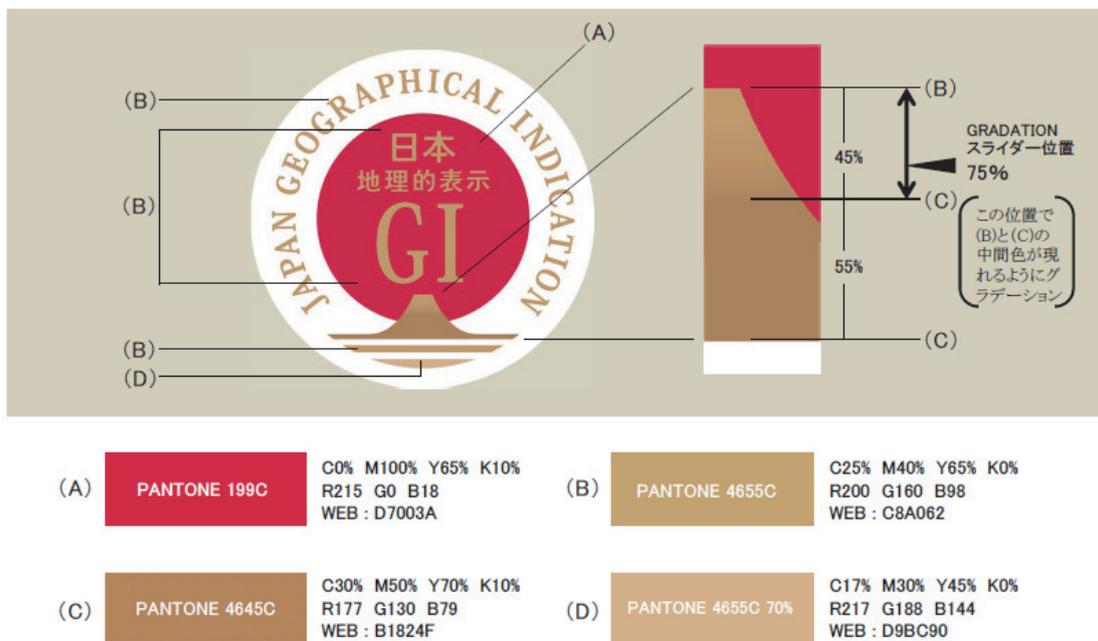
又はその包装、容器若しくは送り状にGIを付すことができる。また、GIを付す場合には、真正なGI産品であることを示すためにGIマーク（登録標章）を付さなければならない。商標制度では登録商標である旨を表示することは任意（努力義務）であるが、GI制度ではGIを付す場合にはGIマークも併せて付すことが義務になっている（登録番号の表示は任意）。ここで言う「付す」という行為には、産品又はその包装等に印刷や刻印したり、シールを貼ったりする他、陳列棚に置く値札に記載する等が含まれる。よって、例えば、生産業者がGI産品「〇〇リンゴ」を梱包した段ボールにGI及びGIマークを付したが、それを仕入れた青果店等が段ボールから出して小分けし、その値札に「〇〇リンゴ」とGIを表示して販売する場合には、その青果店等は当該値札にGIマークを付す必要があることになる。このように、GI制度においては、流通・小売の場面を含め諸処の対応が必要

になってくるが、そのようにして、最終消費者まで正しい情報を届け、地域ブランドを保護していくことになる。なお、GIマークの付与を「義務」として記載したが、GIマークが付されていることによる効果を考えれば、本質的には真正のGI産品のみに付せられる「権利」と考えるのが適当であろう。

もう少しだけ踏み込んで加工品に関して言及しておく、登録産品（例：〇〇リンゴ）を主な原材料とする加工品にはGIを使用することはできる（例：〇〇リンゴジュース）が、GIマークを付すことはできないので注意が必要である。GIマークを付すことができるのは登録産品のみ、となる。

なお、GIマークの様式（色や大きさの指定も含む）は決まっており、そのルールに従ってマークを付す必要がある。基本的にはカラーのマークを付す必要がある。

【図2:登録標章及びその色彩の指定】



(農林水産省「地理的表示保護制度表示ガイドライン」から抜粋)

### 3. GI の登録手続きの概要

#### (1) 登録申請

GI 登録の申請は、申請書類を作成し、農林水産省に持参又は郵送することで行える。商標制度のようなオンラインでの出願制度はない。申請に必要なとなる書類は主に申請書・明細書・生産行程管理業務規程の 3 種類で、それに加えて各種証明資料等の添付が求められる。なお、申請は代理人が行うこともできる。

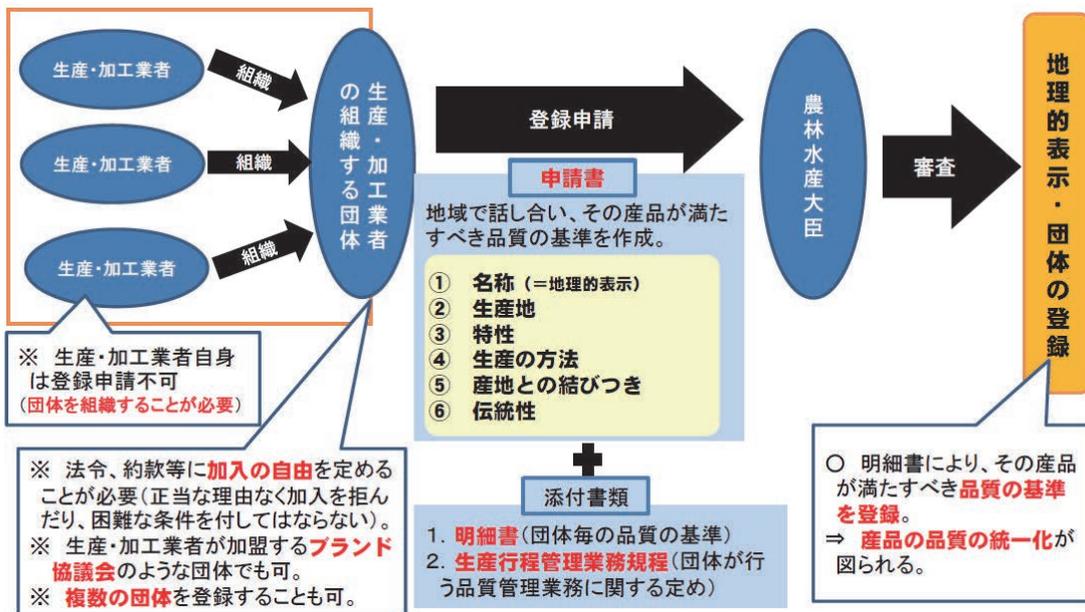
申請書には、申請者に係る情報の他、申請農林水産物等に関する区分、名称、生産地、特性、生産の方法、特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由、生産実績等を記載する。登録になった場合にはこの記載を基に生産、生産者団体による管理、行政による規制が行われることになるため、各々の内容について、しっかりと記載されていないと認められない。GI 登録がゴールではなく、登録された伝統ある産品及びその名称

を地域の財産として保護・活用していくことが目的であることを忘れず、申請の段階でしっかりと地域としてまとめ、登録後の運用を意識して内容を精査しておくことが重要となるであろう。

明細書は、基本的には申請書と同じ内容のものとなるが、基本的な基準と異なる独自の基準を設ける場合には、基本的な基準を申請書で定め、その枠内で独自の基準を明細書で定めるという具合に、申請書と明細書は内容を異にすることになる。

生産行程管理業務規程は、生産者団体内の自主管理のやり方を定めるものとなる。明細書の記載内容に即して生産されていることや適切に表示が付されていることを確認・指導するスキームを定めるとともに、農林水産省への報告の方法や書類の保管についても定めることになる。登録された場合はこの規程に従い、生産者団体が責任をもって生産行程の管理を実施する必要があるため、実行性がある内容でなければならない。

【図 3: 地理的表示の登録手続】



(農林水産省「地理的表示法について」から抜粋)

## (2) 審査手続きの流れ

### (i) 申請公示までの流れ

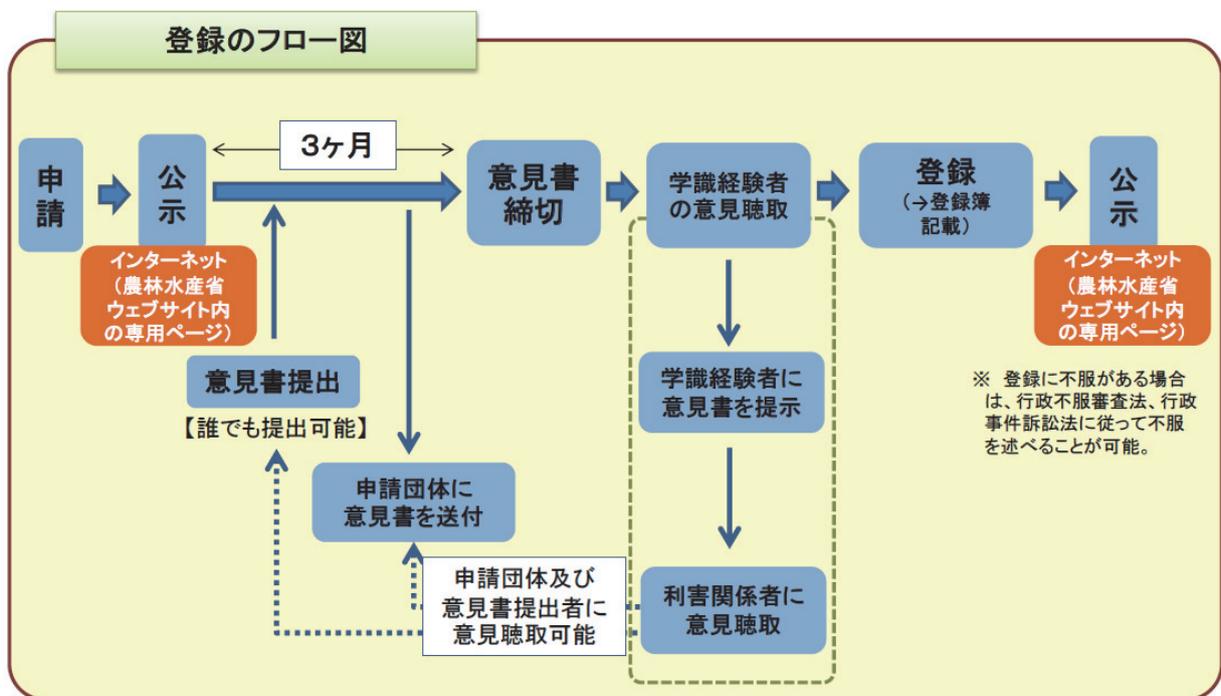
申請が行われると、一部の審査（生産者団体としての適格性、名称及び先行する申請との関係についての審査等）が行われ、その後、農林水産省のホームページで申請書の内容が公示されるとともに、明細書及び生産行程管理業務規程とともに2ヶ月間縦覧に供される。出願後一律にすみやかに出願内容が公開される商標制度とは異なり、審査の進行具合により時間を要する場合もある。公示から3ヶ月間、誰でも当該申請に関して意見書を提出することが認められることになる。意見書提出者に対する意見聴取の機会が与えられる場合もあることや意見書が提出された場合は申請者にもその写しが送付されること等、商標制度における情報提供制度というより付与前異議申立に近い制度になっている。

### (ii) 申請公示後の流れ

公示された後、その他の部分を含めた審査が引き続き行われ、必要に応じて現地調査も実施される。審査結果や意見書の内容を踏まえ、申請書類の補正が必要と判断された場合には、申請者に補正を求めることになる（軽微なものについては、職権訂正も行われる）。なお、GI制度においては商標審査における拒絶理由通知に相当するものではなく、補正の指示の文書等を通じて、コミュニケーションを取るようになる。なお、公示後に申請書類の内容について実質的な補正がなされた場合は、再公示がされ、再度意見書の提出期間が設けられることになる。

その後の審査プロセスとして商標審査と大きく異なるのが、学識経験者への意見聴取が行われる点であろう。公示の意見書提出期間経過後に、学識経験者から専門的かつ技術的な知見に基づく意

【図4: 地理的表示の審査手続き】



(農林水産省「地理的表示法について」から抜粋)

見を聞くことになる。学識経験者への意見聴取は、「農産物流通・地域ブランド」「食文化」「食品安全・食品表示」「商標」「消費者」「国際」等の分野の専門的知識を有する総合検討委員及び各農林水産物等の分野に関する専門的知識を有する区分別検討委員を選定して行われる。選定された委員の名簿は農林水産省のホームページで公表されている。学識経験者の意見を踏まえて、農林水産省において最終的な審査結果がとりまとめられることになる。

該当する登録拒否事由がない場合は、申請書に記された内容が登録簿に記載され、申請者に通知される。農林水産省のホームページで登録簿記載内容が公示されるとともに、登録簿は縦覧に供される。その後、登録免許税を納付し、その領収証書を提出すると、登録証が交付されることになる。これまでのところ、農林水産省において登録証授与式も行われており、報道関係者が多く訪れており、メディア露出の良い機会ともなっている。なお、登録が拒否になる場合は、拒否の理由とともに通知が送られる。

登録免許税の話がでたが、料金についてはこの登録になった段階で初めて課されることになる。商標制度においては、出願料があり、登録料があり、更新料があるが、GI制度においては、ここで課される登録免許税（9万円）のみとなる。

### （iii）登録商標との関係

地域団体商標に登録されているものがGIとしても登録される場合も多く見られるが、商標登録とGI登録の関係についても審査対象となってくる事項であるため、ここで確認しておく。GI名称と同一又は類似の関係にある登録商標がある場合は、当該GI申請は登録拒否事由に該当することになるが、その際でも商標権者等の許諾があれば当

該登録拒否事由には該当しないことになる。同一又は類似の関係にある登録商標と考えられるのは、原則として、商標に含まれるGI名称を表す文字について識別力があると認められて登録されたと考えられるもののみとなり、識別力ある図形との結合商標等である場合は、原則として、その文字が含まれていたとしても、類似する商標とは考えられない。

使用の場面においての関係については、GI登録前に出願されたGI名称と同一又は類似の登録商標の商標権者は、GIが登録となったとしても当該商標の使用をすることができる一方、GI登録後に出願されたGI名称と同一又はそれを含む商標については、商標登録されたとしても、その使用についてはGI制度の規制を受けることになる。つまり、当該商標権者だからといえども、GI制度の規定に則してGIを付すことができる産品にしか、その登録商標は使用できないということになる。

両方の登録を考える際の留意事項の一つとしては、地域団体商標の権利者側から考えた場合、地域団体商標のみ登録している段階では独占排他的に使用できるが、併せてGI登録をしてしまうと、その名称の独占排他的な使用はできなくなる（例え商標権者である団体がGI登録の申請団体となったとしても、登録後に生産者団体の追加登録が可能であることに留意が必要）点が挙げられる。商標権を先に取得していたとしても、商標法第26条第3項の規定により、GIを正当に使用する者に対しては商標権の効力は及ばなくなるのである。産品の名称を今後どのようなものとして（個の権利or地域の財産）扱っていきたいのかをしっかりと考え、戦略的に活用する必要があるだろう。

## 4. GI 登録の効果

### (1) 法的効果

最後に、GI を登録した後の効果について触れておく。法的効果において商標制度と大きく異なるのは、第三者（構成員以外）の不正使用に対する対処であり、商標制度においては商標権者自らが権利行使を行って対処していくのに対し、GI 制度においては国が取り締まりを行っていくという点であろう。第三者に対して警告や訴訟等を自力で行う必要等がないということで、負担感少なく保護が図れると感じる者も多いのではないかと考える。

不正使用への対応についてのフローは以下のとおりである。国が行う監視業務に加え、GI や GI マークの不正使用が疑われる表示を見つけた場合には、当該者が農林水産省食料産業局知的財産課及び各地方農政局等に情報を提供することを可能としている。得られた情報を基に調査が行われ、不正使用であることが確定した場合には、不正使用の除去又は抹消を命令することになる。

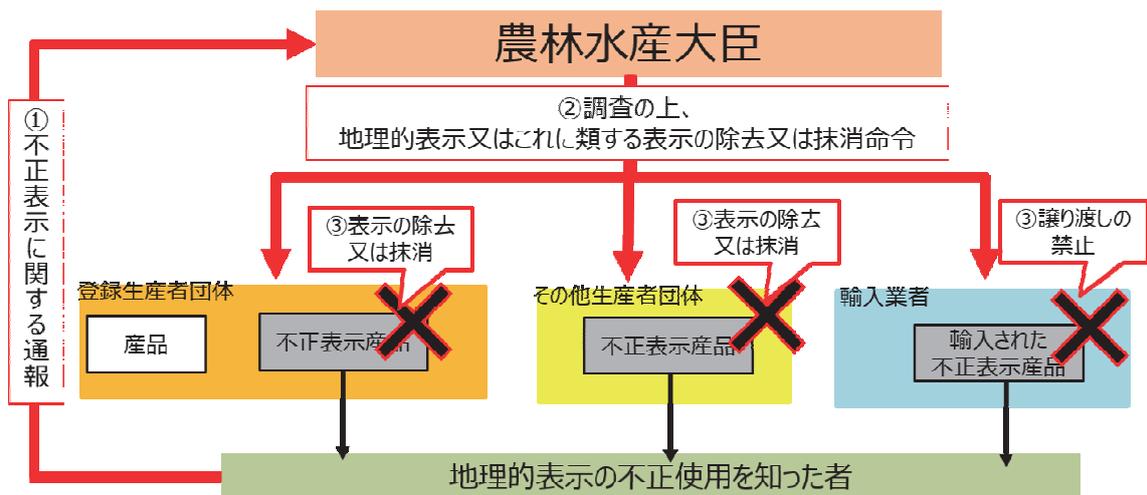
命令に従わない場合は、以下の例のとおり、罰則が設けられている。

● GI に係る不正使用	
個人	5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金，又は併科
法人	3 億円以下の罰金
● GI マークに係る不正使用	
個人	3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金
法人	1 億円以下の罰金

(参考) 商標法における刑事的救済規定

商標権又は専用使用権の侵害	10 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金，又は併科
商標権又は専用使用権のみなし侵害	5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金，又は併科
虚偽表示	3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金

【図 5: 不正使用への対応】



(農林水産省「地理的表示法について」から抜粋)

なお、GI 制度についても先使用权が認められているため、一定の者については、規制の対象から除外される。GI 制度の先使用权は、地域団体商標と同様、一般的な商標に係る先使用权のように周知性は求めている。不正の目的なく継続的に使用している者については、そのまま使用することが認められる（ただし、GI マークを付すことは当然できない）。

GI 登録の保護期間は定められていない。商標も半永久的と言われる点では共通するが、商標登録が 10 年ごとに更新する必要があるのに対して、GI 登録は登録期間に定めがないため更新の手続きも必要がない。普通名称化してしまった場合や登録生産者団体が生産者団体に該当しなくなった場合等の登録取り消し事由に該当する等の事情がない限り、GI 登録は存続することになる。

GI 登録の法的効果の大きなメリットは、海外において保護が図られることであろう。もちろん、法は日本国内でしか効力を有しないため、GI 登録されたことをもって、直ちに海外でも当該地理的表示が保護されるものではない。平成 28 年の法改正により、GI の相互保護を可能とする制度の整備が図られた。今後、国際協定で相互保護を行うことになれば、特段の手続きなしに相手国で GI として保護されるという道もでてくると考える。商標制度における海外での保護を受けるためには各国毎に登録しなければならないし、各国における権利行使も自己で行わなければならないであろうが、多くの国と相互保護が行われるようになれば、GI 制度の非常に大きなメリットとなる。

## (2) 経済的効果

GI も商標もブランドとして商業的価値を發揮することは共通するだろう。法的効果以外の経済的効果については、GI 登録により、報道機会の増加、

取引の拡大や取引価格の上昇等が挙げられる。もちろん、これらに関しては GI 制度に特有のものではなく、地域団体商標の登録により同様の効果が得られている例もおそらく多くあると考える。

GI 登録の効果については、GI マークが有する力が大きいと考えられる。GI 産品であるということにより、伝統的な産品であり、品質管理がきちんとされている、というイメージを消費者にも真っ先に伝えてくれるのが GI 登録の効果ということになると考えられる。また、最初に述べたように GI 制度は世界中で認識されている制度であり、地理的表示の定義も共通している。よって、その GI マークが伝えるメッセージは海外の人々にも伝わることであろう。

一方、商標制度においては個（団体）の財産である特徴を活かし、商標の使用に関するライセンス契約を締結する等、その権利を基に商品の販売利益以上の追加的な財産的利益を産み出すことができるという面もある。

いずれの制度においても、知的財産として保護・活用することにより、経済的損失を防ぐばかりでなく、プラスの効果を生じる可能性が高いと考えられるであろう。

## 5. 終わりに

GI 制度は、まだ産まれたばかりの制度であり、これから知名度が更に上がり、需要者や取引者に対する浸透度がもっと向上すれば、益々魅力ある制度となると考えられる。また、海外との相互保護が実現していけば、魅力ある日本の地域産品の輸出拡大に大いに貢献していくことになり、その存在意義は大きくなっていくであろう。まだ登録数も少ない（平成 29 年 1 月末現在：24）が、日本には GI 登録に値するような産品は数多くあると考えられる。GI 制度及び商標制度、それぞれの特

【図6：GI サポートデスクの概要】



(農林水産省「地理的表示法について」から抜粋)

徴を活かし、地域ブランドを適切に保護・活用していってもらえるよう、知財関係者の方々のお力もお借りできればと考える。

農林水産省のホームページ([http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/))において GI 制度に関する各種情報・資料を提供しているので、適宜参照してもらいたい。また、農林水産省では、地理的表示保護制度の普及啓発に係る情報提供や、登録申請に係る産地からの相談を一元的に受け付ける支援窓口として、「地理的表示保護制度活用支援中央窓口」(GI サポートデスク)を設置しているので、GI 制度に興味をもった方は是非とも GI サポートデスクを活用してもらいたい。

【参考資料】

(以下の資料は、農林水産省ホームページよりダウンロード可能)

「地理的表示法について－特定農林水産物等の名称の保護に関する法律－」(農林水産省)

「地理的表示法 Q&A－特定農林水産物等の名称の保護に関する法律－」(農林水産省)

「特定農林水産物等審査要領」(農林水産省)

「地理的表示保護制度表示ガイドライン」(農林水産省)

注)

<sup>1</sup> 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定付属書－C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

<sup>2</sup> TRIPS協定第22条において、「ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該

商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示」と定義されている。

<sup>3</sup> 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の6第1項に基づく告示

<sup>4</sup> 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則

<sup>5</sup> 生産業者は、「生産を業として行う者」と定義されている（法第2条第4項）。なお、「生産」の定義については後述。